



新税制セミナー

令和7年度 税制改正速報！

～どうなる税制改正、経営者様・資産家様の影響は？～

本資料の権利は、税理士法人京都経営に属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。



税理士法人 **京都経営**
株式会社 **京都経営** コンサルティング

代表社員／税理士 **大江 孝明**

京都市伏見区西大手町307 エイトビル5F
TEL075-603-9022 FAX075-603-9055

<http://www.kyotokeiei.com>





令和7年度税制改正大綱

令和6年12月20日
自由民主党
公明

1. 成長型経済への移行

- ①物価上昇における税負担の調整・就業調整への対応 (“103万円の壁”への税制対応)
- ②スタートアップへの投資促進・「資産運用立国」への取り組み
- ③今後の法人税のあり方など

2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

- ①地域経済を支える中小企業の実績を後押しする税制等
- ②企業版ふるさと納税
- ③都市・地方の持続可能な発展のための地方税の構築など

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

- ①個人所得税のあり方(公的年金・私的年金・人的控除)
- ②子育て世帯への支援
- ③経済のグローバル化・デジタル化
- ④外国人旅行者向け免税制度の見直し
- ⑤国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化

4. 自動車関係諸税の総合的な見直し

- ①見直しに当たっての基本的な考え方
- ②車体課税の見直し
- ③利用に応じた負担の適正化・課税の枠組み

5. 防衛力強化に係る財源確保の税制措置

- ①法人税 (税率4%の新たな付加税)
- ②所得税 (引き続き検討)
- ③たばこ税 (加熱式たばこ 引上げ)

6. 円滑・適正な納税のための環境整備

- ①税務手続きのデジタル化・利便性の向上
- ②課税・徴収手続等の整備・適正化

【検討事項】

- ①公的年金等控除の調整
- ②高校生の扶養控除・ひとり親控除
- ③防衛増税
- ④暗号資産取引への課税など

法人税 ↓

- 法人実効税率 20%台へ
- 投資促進税制の導入・拡充
- 更なる賃上げ促進税制の拡充
- 中小事業再編損失準備金制度
- 事業承継税制(10年集中支援)

所得税 ↑

- 最高税率 45%へ(H27～)
- 配偶者控除等見直し(H30～)
- 給与所得控除の見直し(R2～)
- 基礎控除の見直し (R2～)
- 超高所得者層の適正化(R7～)

相続税 ↑

- 最高税率 55%へ(H27～)
- 基礎控除 6割へ (H27～)
- 広大地課税強化(H30～)
- 財産債務調書の強化(R5～)
- タワマン課税の強化 (R6～)

贈与税 ↓

- 子・孫への贈与優遇(H27～)
- 住宅取得資金 拡充
- 教育資金贈与 (H25～)
- 結婚・子育て資金贈与(H27～)
- 相続時精算課税制度 改正(R6～)

社会保障の安定財源確保



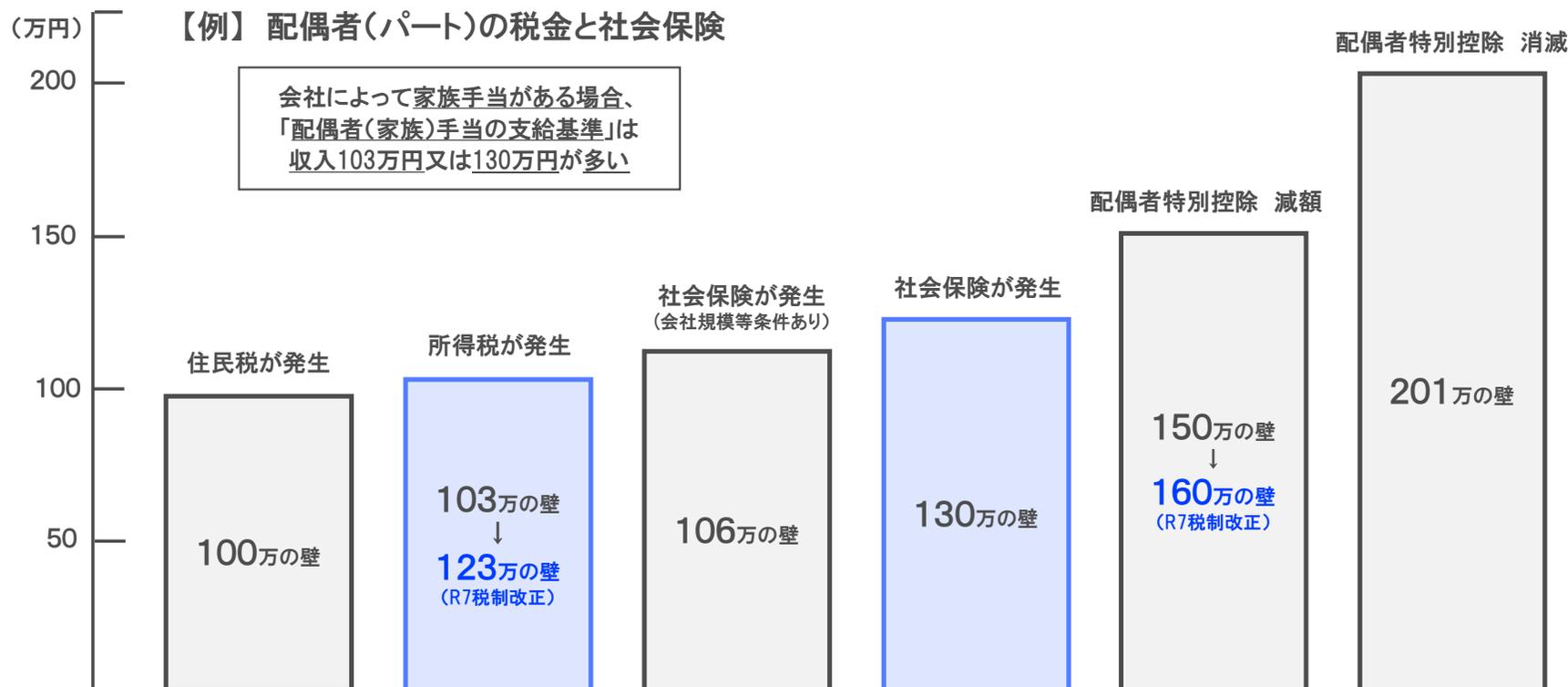
消費税 ↑

- R1.10～ 10%実行 (軽減税率導入)
- R5.10～ 消費税インボイス導入

	項目	具体的内容	増減
個人・家計・暮らし	「年収103万円の壁」の対応	・所得税の非課税枠を給料収入123万円に引上げ(給料所得控除額65万円・基礎控除58万円へ) (R7年分の所得税～) ・自民党・公明党(与党)と国民民主党的協議で、非課税枠178万円を目指し協議	➡
	特定親族特別控除(仮称)の創設	・大学生世代(19歳～22歳)の子を扶養する親族の控除、子の給料収入要件を150万円まで引上げ (R7年分の所得税～) ・子の給料収入が150万円を超えた場合でも、給料収入が188万円までは段階的に逡減する所得控除を創設 ・高校生世代(16歳～18歳)の扶養控除、児童手当拡充に伴い縮小の方針だったが、結論を1年間先送り (現状維持)	➡
	子育て世代の住宅ローン減税の延長	・子育て・若夫婦世帯の住宅ローン減税の優遇措置の適用期限を1年間延長 (R7.12.31入居まで) ・子育て・若夫婦世帯の住宅リフォーム減税の優遇措置の適用期限を1年間延長 (R7.12.31入居まで)	➡
	結婚・子育て資金一括贈与非課税の延長	・子育て・結婚資金の一括贈与(1,000万円まで非課税)につき、廃止する方針から一転し、2年間延長 (R9.3.31まで)	➡
	NISAの利便性向上	・NISA口座を金融機関変更手続の実施日に設けられることとし、即日買付を可能とする (現行:3～4週間かかる) ・EFT(上場株式信託)の最小取引単位を10,000円以下(現行:1,000円以下)にし、多様な商品の提供が可能に	➡
	iDeCoの掛金額の引上げ	・個人型確定拠出年金(iDeCo)の会社員の拠出額上限を月額掛金6.2万円(現行:5.5万円)に引上げ (拠出年金法改正～) ・個人事業者の共通拠出限度額(iDeCoと国民年金基金の共通)を月額掛金7.5万円(現行:6.8万円)に引上げ	➡
	たばこ税(防衛増税)の引上げ	・加熱式たばこの課税の適正化は、令和8年4月、令和8年10月の2段階で1本2円～5円の増税 ・国のたばこ税率の引上げは、令和9年4月、令和10年4月、令和11年4月に、3回に分けて0.5円/1本の税率引上げ ・所得税の防衛増税は、「103万円の壁」対応の影響を勘案しながら、引き続き検討	➡
法人・事業・ビジネス	中小企業の法人税の軽減税率の延長	・賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、法人税の軽減税率15%を2年間延長 (R9.3.31まで) ・年10億円を超える事業年度の法人税の軽減税率を17%に引上げ	➡
	防衛特別法人税(防衛増税)の創設	・防衛力強化に係る財源確保のため、「防衛特別法人税(仮称)」を創設 (R8.4.1以後開始する事業年度～) ・法人税額に4%の税率を新たに付加する (中小企業に配慮する点から、法人税額から500万円を控除して計算)	➡
	企業版ふるさと納税の延長	・地方創生の更なる充実・強化に向け、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を3年間延長 (R10.3.31まで) ・地方自治体と寄附企業等の不正防止のため、寄附活動事業に係るチェック機能の強化・透明化等、再発防止策を設ける	➡
	中小企業経営強化税制の見直し・延長	・中小企業経営強化税制の各要件を見直しをした上で、C類型を除き、適用期限を2年間延長 (R9.3.31まで) ・成長意欲の高い中小企業の設備投資を後押しするため、B類型に「売上100億円を目指す中小企業」の拡充措置を創設	➡
	中小企業投資促進税制の延長	・不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資の促進のため、適用期限を2年間延長 (R9.3.31まで)	➡
	中小企業防災・減災投資促進税制の延長	・近年の自然災害が多発する中、中小企業における防災・減災能力を強化するため、「中小企業防災・減災投資促進税制」の適用期限を2年間延長 (R9.3.31まで)	➡
	事業承継税制の役員就任要件の緩和	・「事業承継税制の特例措置(贈与税)」の活用を最大限度活用できるよう役員就任要件を「贈与直前まで」に緩和 ・特例事業承継税制につき、「期限の延長はない旨」の記載があり、本制度の適用を受ける場合は、早期に検討が必要	➡
	外国人旅行者向け免税制度の見直し	・不正利用を排除し、免税店が不正排除の負担を負わないよう、「リファンド方式」(課税で販売、後で免税額返金)を導入 ・「リファンド方式」の導入に伴い、免税販売要件の見直し(区分撤廃・上限撤廃・特殊包装撤廃)がされる (R8.11.1～)	➡
	納税通知書等のeLTAX経由での送付	・地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税の納税通知書等について、eLTAXを経由して電子的に副本を送付できる所要の措置がされる (法人はR9.4.1～、個人はR10.1.1～)	➡

現状の問題

- ① 「年収の壁」には、大きく分けて「税法上の壁」と「社会保険上の壁」の2種類がある
- ② 「103万円の壁」以外にも、「100万円」・「106万円」・「130万円」・「150万円」・「201万円」など複数ある



実務上の留意事項

- ① 「100万の壁」 … 「住民税」が課税されるかのボーダーライン
- ② 「103万の壁」 … 「所得税」が課税されるかのボーダーライン (給与所得控除55万円・基礎控除48万円)
- ③ 「106万の壁」 … 社会保険の扶養から外れ、自ら勤務先の「社会保険」に加入(会社規模等の条件に該当の場合)
- ④ 「130万の壁」 … 自ら勤務先の「社会保険」に入るか、国民年金・国民健康保険に入る必要がある
- ⑤ 「150万の壁」 … 「配偶者特別控除」38万円が段階的に減額される
- ⑥ 「201万の壁」 … 「配偶者特別控除」が消滅する

与党と国民民主党の協議で今後変更の可能性あり

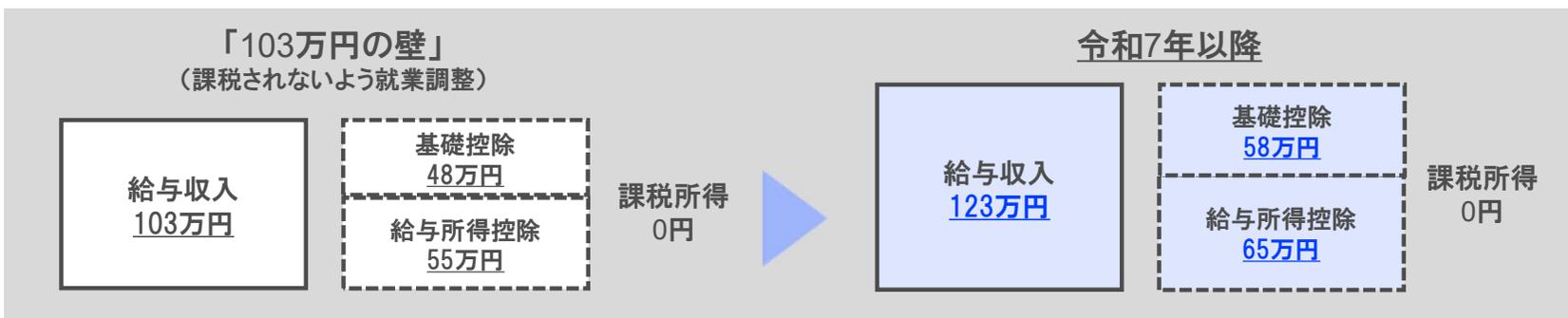
制度の概要

2025年(令和7年)以降の所得税から(住民税は令和8年度～)



- ① 給与所得者に対して、所得税が課税されない給与収入額が、103万円⇒**123万円へ引上げ**
- ② 物価上昇を踏まえ、所得2,350万円以下の個人の**基礎控除を58万円**(現行:48万円)へ**引上げ** (住民税は改正なし)
- ③ 就業調整に対応する観点から、**給与所得控除の最低保障額を65万円**(現行55万円)へ**引上げ** (所得税・住民税共通)

(1)改正のイメージ(所得税)



①基礎控除の控除額

本人の 合計所得金額	所得税		住民税 (改正なし)
	現行	改正案	
2,350万円以下	48万円	58万円	43万円
2,400万円以下		48万円	
2,450万円以下	32万円	32万円	29万円
2,500万円以下	16万円	16万円	15万円
2,500万円超	0円	0円	0円

②給与所得控除額 (所得税・住民税共通)

給料収入(A)	現行	改正案
162.5万円以下	55万円	65万円
180万円以下	A × 40% - 10万円	
190万円以下	A × 30% - 8万円	A × 30% - 8万円
360万円以下		
660万円以下	A × 20% - 44万円	
850万円以下	A × 10% - 110万円	
850万円超	195万円(上限)※	

※子育て世帯等は、給与年収1,000万円超は、210万円上限

実務上の留意事項

- ① 住民税の基礎控除については変更がない
- ② 給与所得控除の見直しの恩恵を受けるのは、給与等の収入が190万円以下の人に限定される
- ③ 給与等(公的年金等)の源泉徴収については、令和8年1月1日以後の源泉徴収分から適用される

与党と国民民主党の協議で今後変更の可能性あり

制度の概要

2025年(令和7年)以降の所得税から(住民税は令和8年度~)

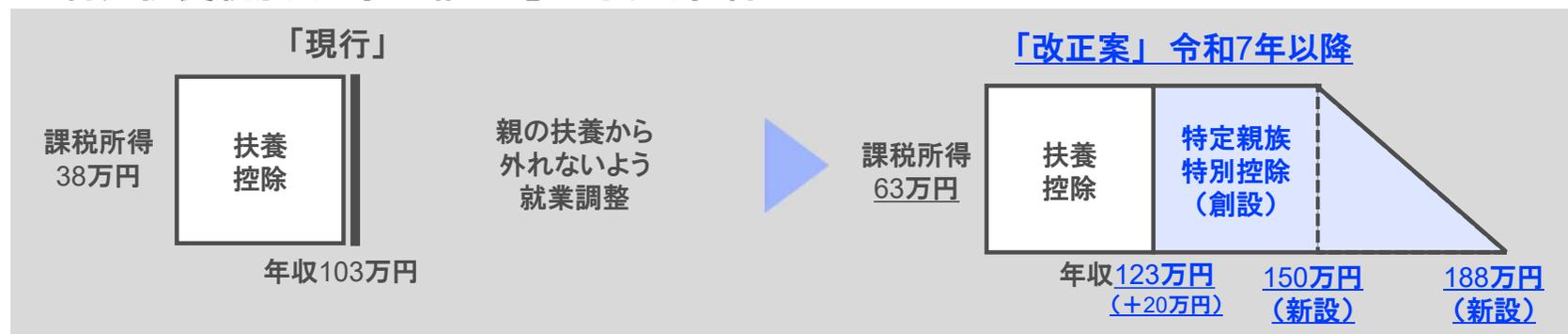


- ① 基礎控除・給与所得控除の引上げを踏まえ、**配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の年収要件を引上げ**
- ② **配偶者特別控除**の配偶者の**年収要件を160万円以下**(現行:年収150万円以下)に**引上げ**
- ③ **特定扶養控除**の19歳以上23歳未満の親族等の子の**年収要件を150万円以下**(現行:103万円以下)に**引上げ**
子の年収が150万円を超過する場合でも、**逡減的に控除額が受けられる特定親族特別控除(仮称)を創設**する

(1)「配偶者」に対する控除のイメージ



(2)「特定扶養親族(大学生相当)」に対する控除のイメージ



実務上の留意事項

- ① 特定親族扶養控除は、子の年収要件150万円までは特定扶養親族と同額の控除が受けられ、その後年収が188万円まで段階的に逡減する所得控除を受けることができる
- ② 特定扶養親族控除は、配偶者特別控除と異なり、本人(親)の所得要件(所得1,000万円以下)はない
- ③ 令和6年度税制改正大綱で検討事項とされた高校生(16歳以上19歳未満)への扶養控除の見直しは見送られた

与党と国民民主党の協議で今後変更の可能性あり

制度の概要

2025年(令和7年)以降の所得税から(住民税は令和8年度～)



- ① 「就業調整対策」の観点から、大学生年代の子等に係る新たな**特定親族特別控除(仮称)**を創設する
- ② 19歳以上23歳未満の子等の**年収150万円以下(合計所得85万円以下)**は、親が特定扶養親族と同額(63万円)の**所得控除**が受けられ、子等の年収が**150万円(合計所得85万円)を超えた場合**でも、親が受けられる**所得控除を段階的に逡減する仕組み**を創設する

(1)特定親族特別控除(仮称)

	親族等の給料収入	親族等の合計所得金額	控除額	
			現行	改正案
扶養控除	123万円以下 (現行103万円)	58万円以下 (現行48万円)	63万円 (45万円)	63万円 (45万円)
【創設】 特定親族特別控除(仮称)	123万円超 150万円以下	58万円超 85万円以下	控除なし	61万円 (45万円)
	150万円超 155万円以下	85万円超 90万円以下		51万円 (45万円)
	155万円超 160万円以下	90万円超 95万円以下		41万円 (41万円)
	160万円超 165万円以下	95万円超 100万円以下		31万円 (31万円)
	165万円超 170万円以下	100万円超 105万円以下		21万円 (21万円)
	170万円超 175万円以下	105万円超 110万円以下		11万円 (11万円)
	175万円超 180万円以下	110万円超 115万円以下		6万円 (6万円)
	180万円超 185万円以下	115万円超 120万円以下		3万円 (3万円)
	185万円超 188万円以下	120万円超 123万円以下		
	188万円超	123万円超		控除なし

※カッコ内は住民税控除額

(2)配偶者控除・勤労学生控除・ひとり親控除の収入要件(所得要件)の引上げ

制度の概要

2025年(令和7年)以降の所得税から(住民税は令和8年度～)



- ① **配偶者控除・配偶者特別控除**における**年収要件**を**123万円以下(合計所得要件58万円以下)**に**引上げ**
- ② **勤労学生控除**における**年収要件**を**150万円以下(合計所得要件75万円以下)**に**引上げ**
- ③ **ひとり親控除**における**年収要件**を**123万円以下(合計所得要件58万円以下)**に**引上げ**

制度の概要

2026年(令和8年)のみの適用

- ① 子育て世帯への遺族補償の備えを強化するため、以下の生命保険料控除の拡充がされる
- ② 23歳未満の扶養親族がいる場合、新生命保険の一般生命保険料控除の適用限度額を6万円(現行:4万円)に引上げ
(ただし、一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の合計適用限度額は、現行の12万円から変更なし)

(1)子育て世帯の生命保険料控除の限度額の改正

	旧契約 (~平成23年)	新契約 (平成24年~)		
		現行	改正案 (令和8年のみ)	
			23歳未満の扶養親族あり	左記以外 (現行と変更なし)
一般生命保険料	5万円	4万円	6万円	4万円
介護医療生命保険料	—	4万円	4万円	4万円
個人年金保険料	5万円	4万円	4万円	4万円
全体の限度額	計10万円	計12万円	計12万円	計12万円

「高校生の扶養控除の見直し」と合わせて拡充とした背景から1年間の時限的措置となっている(R9年以降は、次年度に検討)

合計適用限度額は変更なし

一般生命保険料控除(23歳未満の扶養親族あり)の計算

年間の新生命保険料(A)	控除額
3万円以下	全額
3万円超 6万円以下	$A \times 1/2 + 1.5$ 万円
6万円超 12万円以下	$A \times 1/4 + 3$ 万円
12万円超	一律6万円

実務上の留意事項

- ① 令和8年のみの時限措置 令和9年以降は、今後「高校生の扶養控除の見直し」と一緒に検討される予定
- ② 旧生命保険料控除で23歳未満の扶養がある場合、適用限度額は6万円となる(それ以外は改正前と同じ4万円)
- ③ 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の合計適用限度額については、現行の12万円のまま変更がないため、既に限度額に達している者は本改正に影響がない
- ④ 一時払生命保険について、今回の大綱では令和8年に限り2万円上乗せ措置あり (令和9年以降は除外の可能性あり)

制度の概要

2025年(令和7年)入居分まで



- ① 令和6年度税制改正で拡充された「子育て世帯等の住宅ローン控除の借入限度額の上限」が令和7年入居分まで延長
- ② 新築住宅の床面積要件(40㎡)の緩和も、「令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋」に延長

(1)住宅ローン減税特例 ※夫婦いずれかが40歳未満の世帯又は19歳未満の扶養親族を有する世帯

			令和4年・令和5年入居	令和6年入居・ [改正案] 令和7年入居	
				子育て世帯・若い夫婦世帯※	左記以外
借入金限度額	新築・買取再販	認定住宅 (長期優良住宅・低炭素住宅)	5,000万円	5,000万円	4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	4,500万円	3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	4,000万円	3,000万円
	一般住宅	3,000万円	0円 (令和5年までに建築確認)	0円 (令和5年までに建築確認)	
中古	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円		
	一般住宅		2,000万円		
控除率			一律 0.7%		
控除期間	新築・買取再販		13年 (一般住宅10年)		
	中古		10年		
所得要件			2,000万円以下		
床面積基準			50㎡ (新築は40㎡・所得1,000万円以下) 令和7年(現行は令和6年)まで建築確認を受けた新築住宅は40㎡以上)		

令和7年の1年間の時限措置
(令和8年分は次年度に検討)

現状維持

令和7年の1年間の時限措置
(令和8年分は次年度に検討)

実務上の留意事項

- ① 令和7年限りの時限措置 令和8年以降は今後「高校生の扶養控除の見直し」と一緒に検討される予定
- ② その他の要件は、改正前の住宅ローン減税と同様 (個人住民税も改正前と同じ)

制度の概要

2025年(令和7年)1月1日～12月31日まで

① 居住環境の改善の観点から、令和6年度税制改正で先行された「子育て世帯等のリフォーム減税」が1年間延長

(1) 子育て世帯のリフォーム減税

対象工事		対象工事 限度額	最大控除額 (対象工事)	適用時期
長期優良 住宅化	耐久性向上 (耐震+省エネ)	500万円 (600万円)	50万円 (60万円)	令和7年12月31日まで
	耐久性向上 (耐震 or 省エネ)	250万円 (350万円)	25万円 (35万円)	
省エネ		250万円	25万円	
耐震				
三世帯同居		250万円	25万円	
バリアフリー		200万円	20万円	
子育て (19歳未満の扶養親族を有する世帯) (夫婦いずれかが40歳未満の世帯)		250万円	25万円	【現行】 令和6年4月1日 ～令和6年12月31日 【改正案】 令和7年1月1日 ～令和7年12月31日

子育てに対応した住宅への
主なリフォームイメージ

転落防止の手すりの設置



可動式間仕切り壁の設置



対面式キッチンへの交換



防音性の高い床への交換

【令和7年度 国土交通省 税制改正概要より抜粋】

令和7年の1年間の時限措置
(令和8年分は次年度に検討)

※1 カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

※2 対象工事の限度額超過額とその他増改築工事についても一定範囲まで5%減税

実務上の留意事項

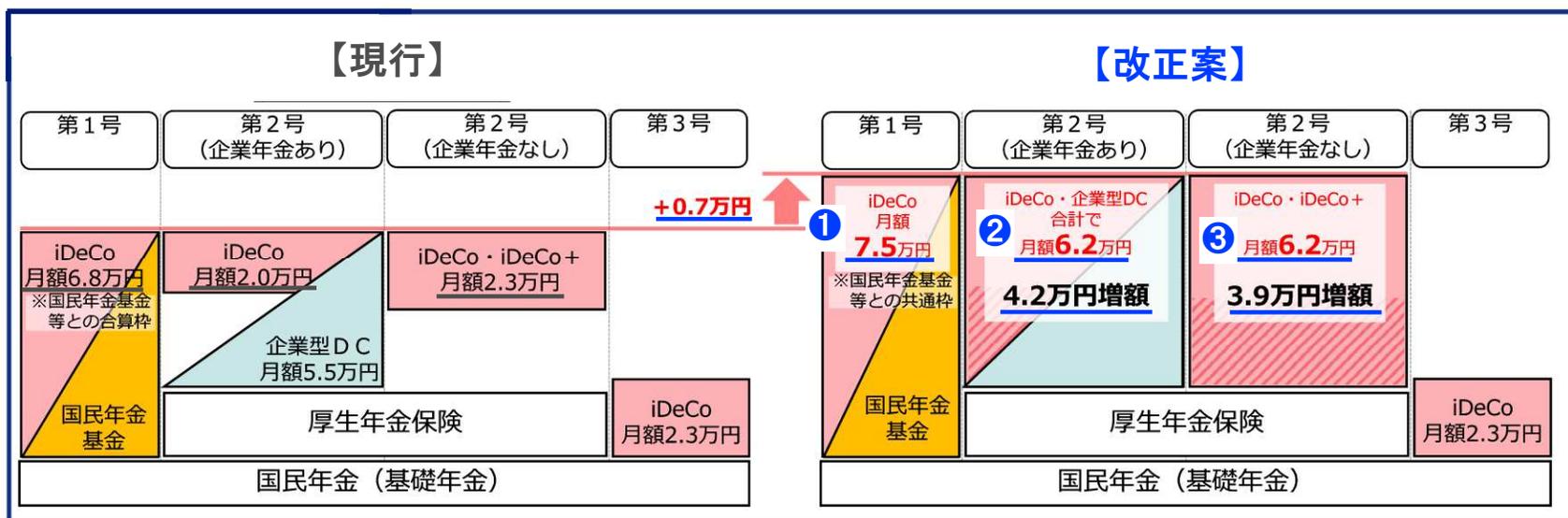
- ① 令和7年限りの時限措置 令和8年以降は今後「高校生の扶養控除の見直し」と一緒に検討される予定
- ② その他の要件は、改正前の住宅リフォーム減税と同様 (個人住民税も改正前と同じ)

制度の概要

確定拠出年金法等の改正時期～

- ① 確定拠出年金法等の改正を前提に、企業型確定拠出年金(企業型DC)・個人型確定拠出年金(iDeCo)につき、**限度額の引上げ**や**加入可能年齢の引上げ**等以下の**見直し**が行われた後、現行の税制上の措置が適用される
- ① 第1号被保険者の共通拠出限度額(iDeCoと国民年金基金で共通)を**月額7.5万円**(現行:6.8万円)に**引上げ**
 - ② 第2号被保険者(企業年金あり)の企業型DCの拠出限度額を**月額6.2万円**(現行:5.5万円)に**引上げ**
 - ③ 第2号被保険者(企業年金なし)のiDeCoの拠出限度額を**月額6.2万円**(現行:2.3万円)に**引上げ**
 - ④ iDeCoの加入可能年齢について、一定の要件のもと**70歳**(現行:65歳)へ**引上げ**
 - ⑤ 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を**廃止**する

(1)確定拠出年金制度(DC・iDeCo)の拡充



【令和7年度 厚生労働省 税制改正概要より抜粋】

実務上の留意事項

- ① 個人年金未加入者の個人型確定拠出年金(iDeCo)の限度額が月2.3万円から**月6.2万円と大幅に増額**になっている等、拠出限度額の増加により個人投資がより活発になることが予想される
- ② 確定拠出年金等の改正後も、改正前同様、掛金全額が**小規模企業共済掛金控除の対象**、受取時は**退職所得又は雑所得(公的年金等)の対象**となる

制度の概要

在職老齢年金制度の見直しが確定することを前提に、令和8年度税制改正で法制化の見込み

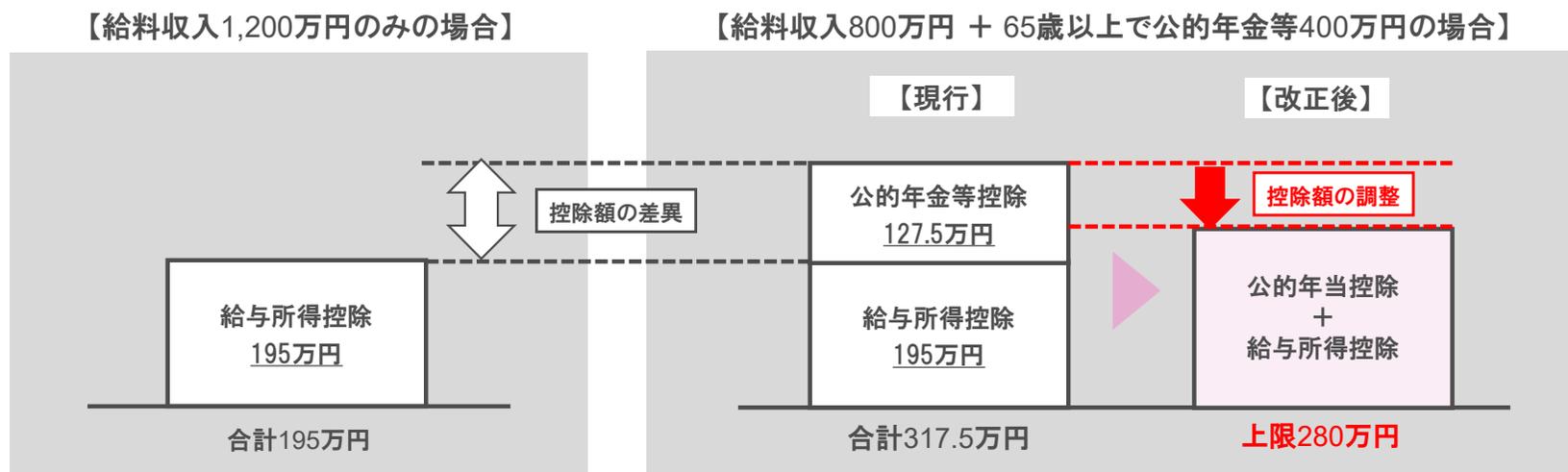


- ① 給料所得のみの者と比較して、給料収入と公的年金の両方もらう納税者は、「給与所得控除」と「公的年金等控除」の両方が適用されることから同じ収入額でも控除額の差異が生じることについて、公平性の観点から指摘されていた
- ② 今後、在職老齢年金制度の見直しが予定されており、給料収入を得つつより多くの年金を受け取る者が増えるため、課税の公平性の観点から所要の調整が行われる

(1) 控除額改正の内容

「給与所得控除」と「公的年金等控除」の上限額を280万円とすることで、給与所得のみの納税者との控除額の差異を調整する改正がされる

(2) 控除額改正のイメージ



実務上の留意事項

- ① 在職老齢年金制度の見直しが確定することを前提条件として、令和8年度税制改正の法制化が見込まれる

制度の概要

2026年(令和8年)1月1日以後受け取る退職金から

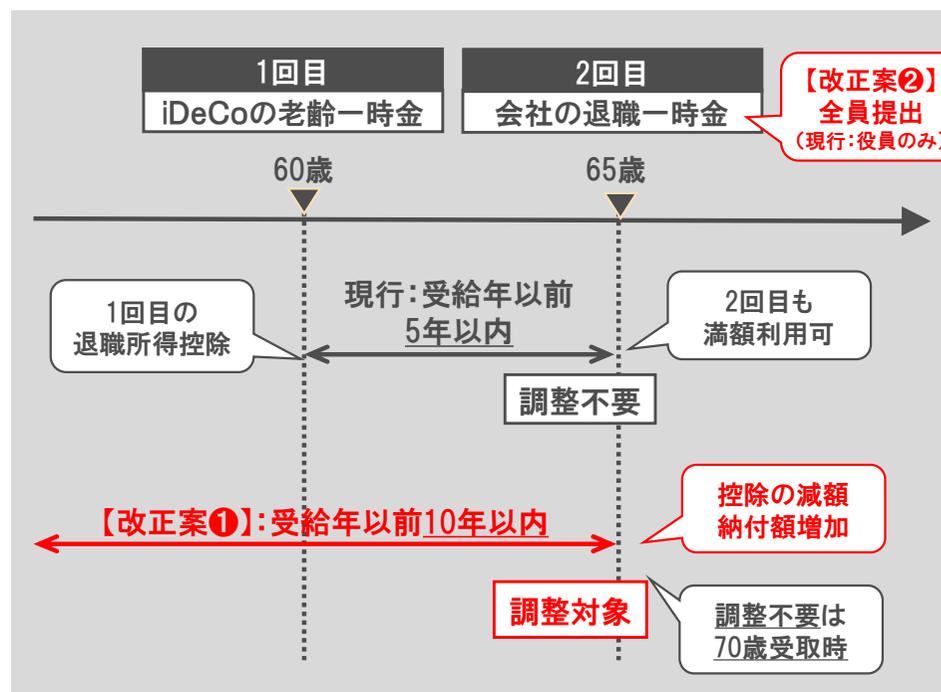


- 調整期間内に複数の退職金をもらう場合、退職所得控除の調整(減額)が必要だが、先に**確定拠出年金の老齢一時金(DC)を受け取り**、後に退職手当等を受け取る場合の**調整期間が、支払いを受けた年以前10年内(現行:5年内)に拡大**
- 「退職所得の源泉徴収票」の税務署への提出義務が、「**一律義務化**」(現行:「**役員のみ**」)に**変更**
- 老齢一時金に係る「退職所得に係る受給に関する申告書」の保存期間が**10年**(現行:7年)に**延長**

【退職所得控除額】

勤続年数(A)	控除額
20年以下	40万円×A (最低80万円)
20年超	70万円×(A-20年)+800万円

【改正のイメージ】



【調整規定】

1回目	2回目	調整期間
退職手当等	退職手当等	5年以内(原則)
退職手当等(右記以外)	確定拠出年金の老齢一時金	20年以内(特例)
確定拠出年金の老齢一時金	退職手当等(左記以外)	現行:5年以内(原則) 【改正案】10年以内(特例に対象に)

実務上の留意事項

- 令和7年までに確定拠出年金の老齢一時金を受け取る場合は、現行どおり「5年以内(原則)」
- 確定拠出年金の老齢一時金(DC一時金)を60歳で受給するとした場合、退職による退職手当等の退職所得控除を満額利用できる年が65歳から**70歳**になる
- 「退職所得の源泉徴収票」の一律義務化は、令和8年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票から適用される



↓ (1)エンジェル税制における拡充

制度の概要

2026年(令和8年)1月1日以後の出資払込～

① 繰戻し還付制度の創設・再投資期間の延長

エンジェル税制・起業特例について、譲渡益発生年の翌年にスタートアップ投資を行った場合にも、譲渡益発生年に遡って投資額に相当する金額を譲渡益から控除できるようになる繰戻し還付制度が創設され、再投資期間を翌年末まで延長

→ (2)公益法人等への財産の寄附の譲渡所得の非課税措置の見直し

制度の概要

2025年(令和7年)4月1日以後

- ① 公益法人等が贈与等に係る財産をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合、公益法人等は、国税庁長官にその旨の届出により、国税庁長官は非課税承認の取消しができる（公益法人等が円滑に自主的な申告・納税ができる）

↑ (3)国民健康保険税の基礎賦課額等に係る課税限度額の引き上げ

制度の概要

改正予定日、税制改正大綱に明示なし

- ① 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を66万円(現行:65万円)に引き上げ
- ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円(現行:24万円)に引き上げ

↑ (4)国民健康保険税の減額対象所得基準の引き上げ

制度の概要

改正予定日、税制改正大綱に明示なし

国民健康保険税の減額の対象となる所得基準を以下に引き上げ

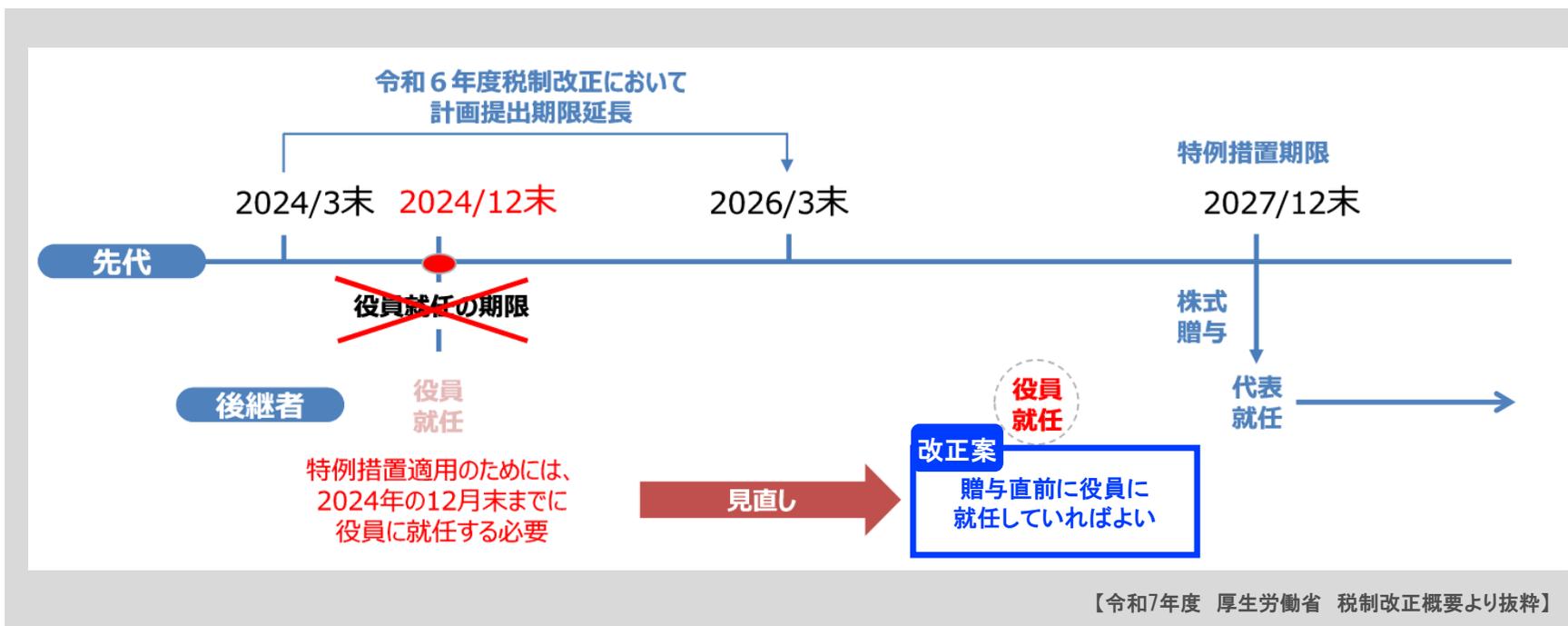
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数×30.5万円(現行:29.5万円)へ引き上げ
- ② 2割軽減の場合は、被保険者等の数×56万円(現行:54.5万円)へ引き上げ

制度の概要

2025年(令和7年)1月1日以後の贈与～

- ① 適用期限の到来までの間、最大限活用できるよう「事業承継税制の特例措置(贈与税)」の「役員就任要件」が見直され、贈与の直前において(現行:贈与日まで引き続き3年以上)役員であることに緩和される【法人版特例措置期限 R9.12.31】
- ② 個人版事業承継税制の「事業従事要件」も同様【個人版特例措置期限 R10.12.31】

(1)法人版 特例事業承継税制の役員就任要件の緩和



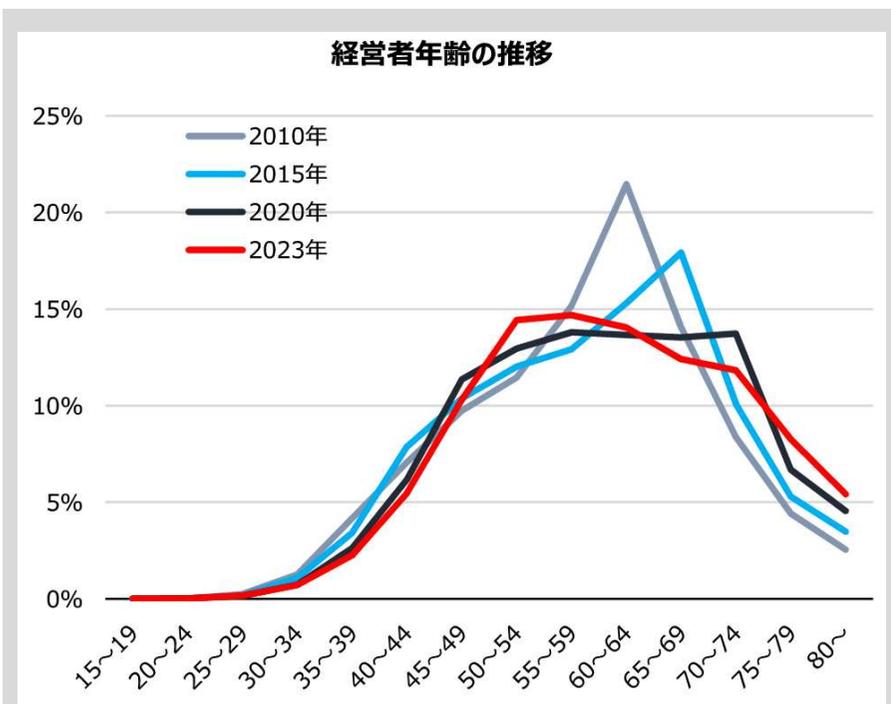
実務上の留意事項

- ① 法人版事業承継税制の特例措置については、令和7年度税制改正大綱より、今後、期限の延長はない旨の記載があり、本制度の適用を受ける可能性がある場合には、早めに検討する必要がある

経済産業省 分析

- ① 法人版事業承継税制(特例措置)の創設当時(平成30年)には、経営者年齢のピークは60代後半であったが、**令和5年時点の経営者年齢のピークは50代後半**になり、なだらかになりつつある
他方で、70代以上の経営者割合は依然として大きく、**コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる**
- ② 法人版事業承継税制の**申請件数**は、平成30年度の特例創設後に急激に活用件数は増加したものの、**令和2年度～令和3年度のコロナ禍の影響で件数が伸び悩んでいる**

経営者年齢の推移



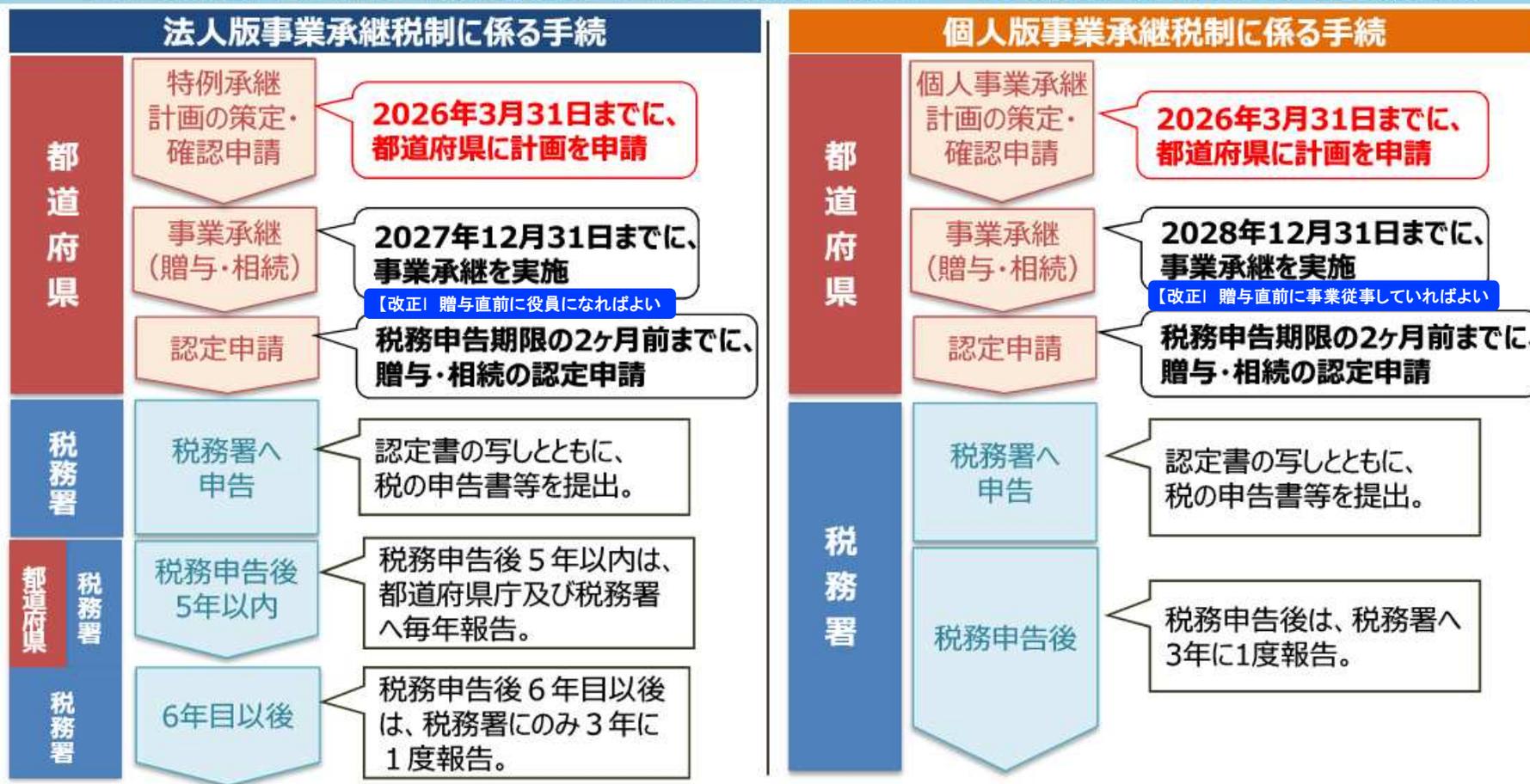
【2023年度版中小企業白書より抜粋】

特例事業承継税制の活用推移



【経済産業省 令和7年度税制改正要望事項より抜粋】

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、**2026年3月末までに特例承継計画を申請し**、2027年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、**2026年3月末までに個人事業承継計画を申請し**、2028年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（宥恕規定あり。）



【経済産業省 経済産業省 令和7年度税制改正要望事項より抜粋】

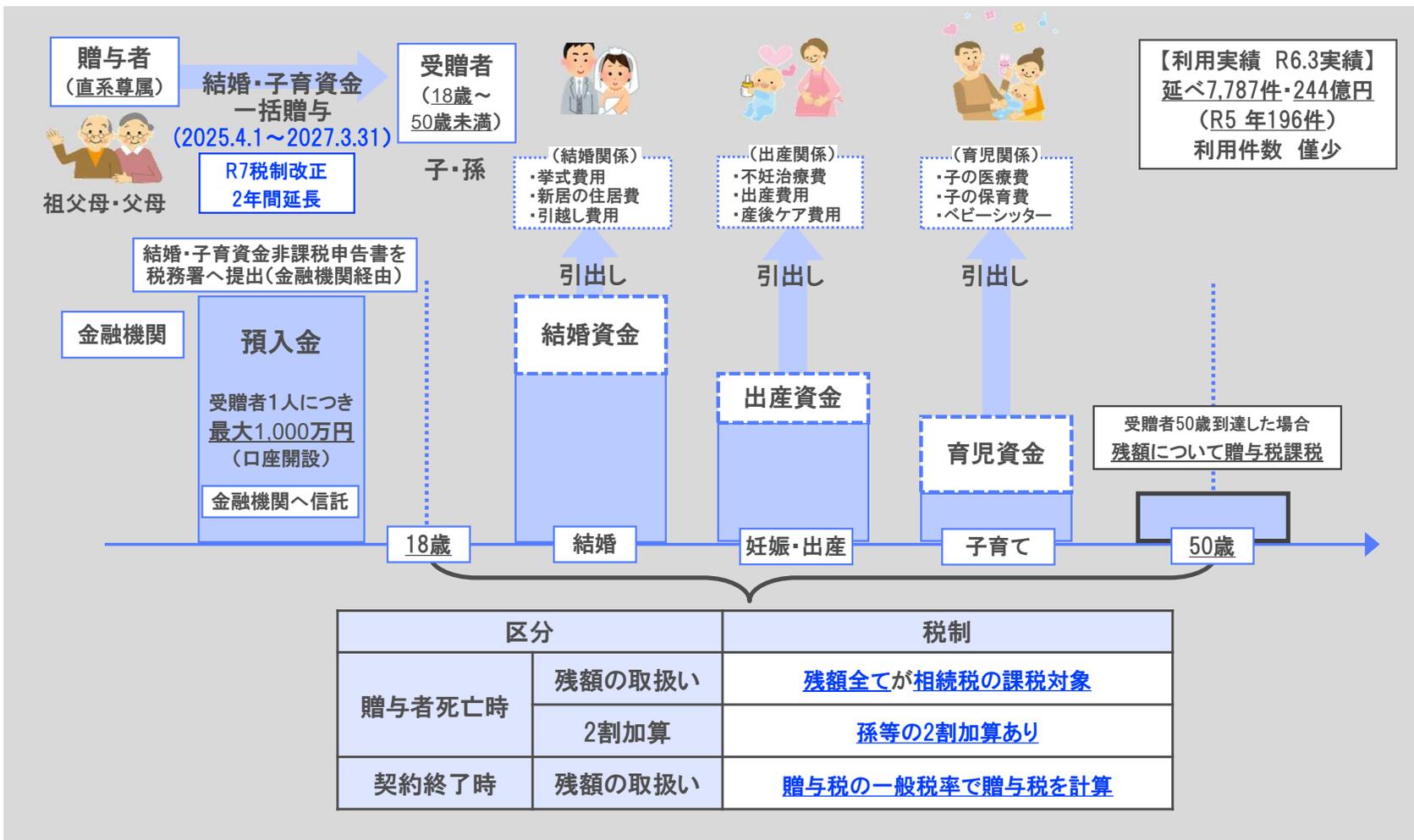
制度の概要

2027年(令和9年)3月31日まで



① 利用件数が低迷する状況にはあるが、現在、「こども未来戦略」の集中取組期間(令和8年度まで)の最中にあり、こども・子育て政策を強化するため、「結婚・子育て資金一括贈与非課税制度」を、令和9年3月31日まで2年間延長

(1)結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 (平成27年より開始)



実務上の留意事項

① 令和7年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用される

制度の概要

大綱に開始時期明記なし

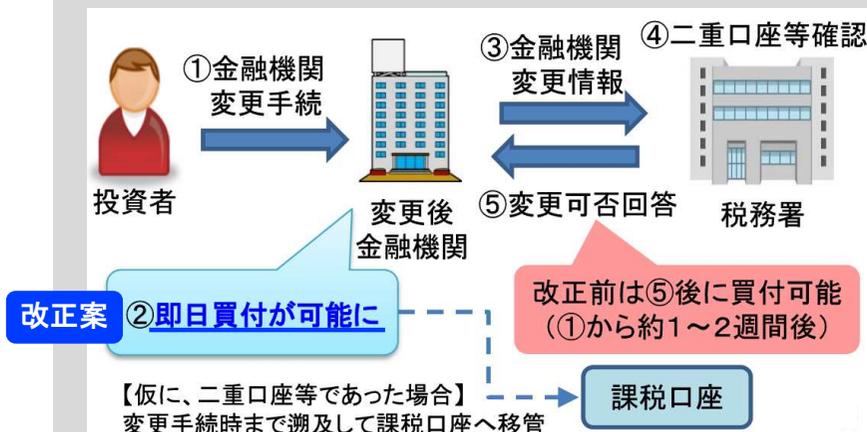


- ① 2024年1月から新しいNISAが開始され、2024年9月末時点でNISA口座数が約2,500万口座、買付額は約49兆円となるなど、NISAは国民の安定的な資産形成の手段の一つとして受け入れられつつある
- ② 国民の安定的な資産形成を引き続き支援していくため、金融機関変更手続きの簡素化・合理化や対象商品(ETF)の要件の見直しなどに取り組み、利便性の向上を図る

(1)NISA利便性の改正項目

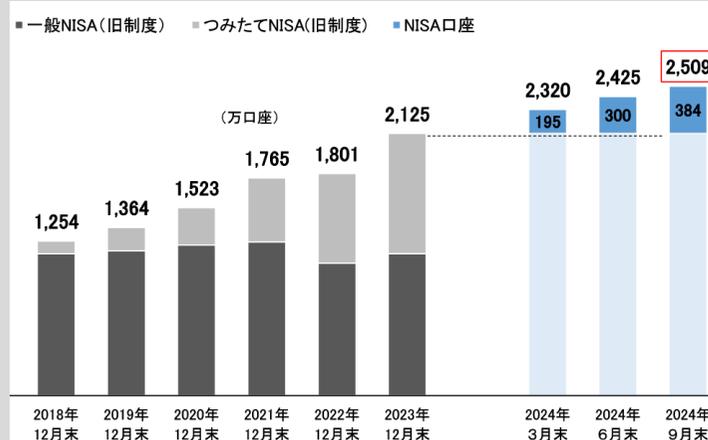
項目	現行制度	改正内容
金融機関変更時の簡素化・合理化	口座開設の申込から、買付が可能となるまで 3~4週間程度かかる	即日買付が可能となる (NISA口座を金融機関変更手続の実施日に 設けられることとし、即日買付を可能とする)
つみたて投資枠における EFT(上場株式投信)の最小取引単位	1,000円以下	10,000円以下 (最小取引単位の見直しにより EFTの取扱いが進み、多様な商品の提供可能)

【金融機関変更時の流れ】



【令和7年度 金融庁 税制改正概要より抜粋】

【金融機関NISA口座数の推移】



【日本証券業協会 NISA口座の開設・利用状況(2024.9月時点)より抜粋】

実務上の留意事項

- ① NISAの利便性を図ることを通じ、より柔軟で多様な商品の提供が期待される

制度の概要

2024年(令和6年)1月1日以降



- ① 「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速するため、**NISAの抜本的拡充・恒久化**を行う
- ② 令和6年1月以降、NISA制度は**恒久化**し、**非課税保有期間が無期限**となる
- ③ 「つみたてNISA」⇒『**つみたて投資枠**』へ、「一般NISA」⇒『**成長投資枠**』へ変わり、**年間投資上限額**などが**拡充**される

【現行NISA制度の概要】

令和5年で終了(※3)

	つみたてNISA (2018創設)	一般NISA (2014創設)	ジュニアNISA (2016創設)
対象年齢	18歳以上		
年間投資上限	40万円	120万円	80万円
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間
生涯 非課税限度額	800万円	600万円	400万円
口座開設期間	2042年	2028年	2023年
投資対象商品	長期積立・分散投資 に適した株式投信	上場株式・ETF REIT・株式投信	上場株式・ETF REIT・株式投信
売却枠の再投資	不可		

【新・NISA】

つみたて投資枠	成長投資枠
18歳以上	
120万円	240万円
併用可 (最大360万円)	
無期限化	
1,800万円 ※1.2 (成長投資枠は1,200万円が限度)	
恒久化	
長期積立・分散投資 に適した株式投信	上場株式・ETF REIT・株式投信
可能	

※1 生涯非課税限度額は、**取得対価の額の合計額で判定** 口座内で**売却**を行った場合、**再投資(枠の再利用)**が可能になります

※2 つみたて投資枠の設定をすることが、成長投資枠の勘定を設ける条件となっています

※3 令和5年までジュニアNISAにて投資した商品は、5年間の非課税保有期間が終了しても所定の手続きをとれば、18歳まで非課税措置が受けられる

実務上の留意事項

- ① 2023年(令和5年)末までに改正前の「一般NISA」及び「つみたてNISA」において投資した商品は、**新・NISAの生涯非課税限度額には含まれず、現行制度の取扱いが継続される**
- ② NISA口座内で**損失**が発生した場合には、その**損失はないもの**とされる (他口座と**損益通算不可**)
- ③ 購入前時点での生涯投資額の合計額と、生涯非課税限度額1,800万円との差額を上回る金額の商品を新たに購入する場合には、**新・NISA口座でなく通常の課税口座で受け入れられることになる**



制度の概要

改正予定日、税制改正大綱に明示なし

- ① 現行の物納要件は、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があり、物納の利用が限定的
- ② いわゆる「老老相続」が増加する見込みがある環境下において、納税者が物納を利用しやすい納税環境を整備する必要がある
- ③ 物納許可限度額の計算基礎となる延納年数を、「納期限等における申請者の平均余命の年数」を上限とする等の見直し

(1) 物納許可限度額(現行)

$$\text{納付すべき相続税額} - \text{金銭納付可能額} - \text{延納することができる金額} = \text{物納許可限度額}$$

(2) 延納許可限度額の計算方法

① 納付すべき相続税額	
現金納付可能額	② 現金・預貯金その他の換価が容易な財産の価額
	③ 申請者及び生計一の配偶者・親族の3ヶ月分の生活費
	④ 申請者の事業継続のための当面必要な運転資金の額
	⑤ 金銭で納付することが可能な金額 (②-③-④)
⑥ 延納許可限度額 (①-⑤)	

(3) 物納許可限度額の計算方法

① 納付すべき相続税額		
② 現金納付額 (左記(2)の⑤の金額)		
延納することができる金額	③ 年間の収入見込額	
	④ 申請者及び生計一の配偶者・親族の年間の生活費	
	⑤ 申請者の事業継続のための当面必要な運転資金の額	
	⑥ 年間の納付資力 (③-④-⑤)	
	⑦ おおむね1年以内に見込まれる臨時的な収入	
	⑧ おおむね1年以内に見込まれる臨時的な支出	
	⑨ 左記(2)の③及び④	
	⑩ 延納によって納付することができる金額 【 ⑥ × 最長延納年数 + (⑦-⑧+⑨) 】	
	⑪ 延納許可限度額 (①-②-⑩)	

【改正】
延納年数を納期限等における
申請者の平均余命の年数を上限とする

(4)相続税の延納年数

区分		延納期間 (最長)	延納利子税割合 (年割合)	特例割合
不動産等の割合が 75%以上の場合	① 動産等に係る延納相続税額	10年		
	② 不動産等に係る延納相続税額 (③を除く)	20年		
	③ 森林計画立木の割合が20%以上の 森林計画立木に係る延納相続税額	20年	1.2%	0.1%
不動産等の割合が 50%以上 75%未満の場合	④ 動産等に係る延納相続税額	10年	5.4%	0.6%
	⑤ 不動産等に係る延納相続税額 (⑥を除く)	15年	3.6%	0.4%
	⑥ 森林計画立木の割合が20%以上の 森林計画立木に係る延納相続税額	20年	1.2%	0.1%
不動産等の割合が 50%未満の場合	⑦ 一般の延納相続税額 (⑧、⑨および⑩を除く)	5年	6.0%	0.7%
	⑧ 立木の割合が30%を超える場合の 立木に係る延納相続税額 (⑩を除く)	5年	4.8%	0.5%
	⑨ 特別緑地保全地区等内の土地に係る 延納相続税額	5年	4.2%	0.5%
	⑩ 森林計画立木の割合が20%以上の 森林計画立木に係る延納相続税額	5年	1.2%	0.1%

【改正】

平均余命について
配偶者居住権の算定で用いられる
「完全生命表」になると推測される

(5)物納に充てることができる財産

順位	物納に充てることができる財産の種類
第1順位	① 不動産、船舶、国債証券、地方債証券、 <u>上場株式等</u>
	② 不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③ 非上場株式等
	④ 非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤ 動産

実務上の留意事項

- ① 金融庁の令和7年度税制改正要望事項であった「上場株式等の物納に係る手続について、納税者が利用しやすい特例を措置すること」については、今回の改正に盛り込まれず

(1) 相続税の“延納”処理件数

(単位：件)

年度	申請件数	処理件数		
		許可	取下げ	却下
平成元年	24,179	25,433	6,497	222
2	37,073	29,824	2,134	198
3	47,360	42,206	2,564	213
4	35,936	33,983	2,277	308
5	33,395	34,511	2,016	191
6	26,805	28,356	1,638	237
7	19,694	20,822	1,409	263
8	15,629	15,544	1,315	220
9	13,170	12,539	1,050	198
10	11,534	10,871	861	204
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
26	1,144	887	253	29
27	1,376	959	303	28
28	1,423	1,060	306	26
29	1,344	1,008	322	43
30	1,289	890	320	47
令和元年	1,122	757	324	51
2	849	718	239	17
3	1,095	783	237	20
4	1,086	856	247	9
5	1,149	864	316	21

(2) 相続税の“物納”処理件数

(単位：件)

年度	申請件数	処理件数		
		許可	取下げ	却下
平成元年	515	97	238	3
2	1,238	459	287	1
3	3,871	532	534	7
4	12,778	2,113	1,131	9
5	10,446	6,684	3,642	3
6	16,066	8,749	3,788	28
7	8,488	9,185	2,905	22
8	6,841	6,240	2,723	34
9	6,258	4,973	2,118	29
10	7,076	4,606	1,832	20
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
26	120	88	25	18
27	130	69	30	17
28	140	114	25	36
29	68	47	27	13
30	99	47	16	12
令和元年	61	72	12	2
2	65	53	14	6
3	63	39	12	10
4	52	54	6	2
5	23	16	5	4

制度の概要

関連法令改正後～

関連法令の改正を前提に、医療法人の移行計画の認定要件について次の見直しが行われた後も、その見直し後の認定医療法人について、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等を適用する

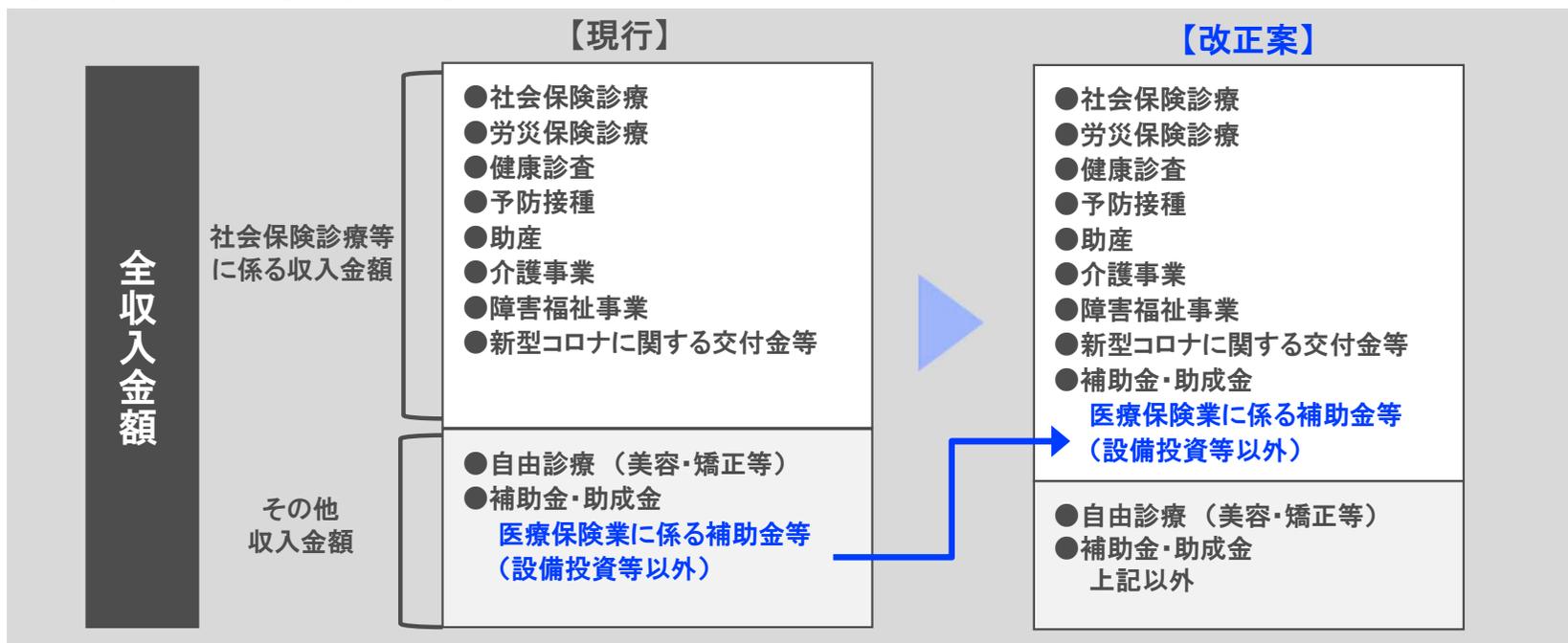


① 「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えること」の要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、計算の基礎となる全収入金額を医療保健業務による収入金額(補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る)とする



② 「医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること」の要件について、現行の医療診療による収入金額及び患者のために直接必要な経費の額の範囲に係る取扱いを法令上明確化するとともに、当該収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加える

(1) 認定医療法人等の認定等に係る収入基準の見直し



実務上の留意事項

- ① 各種関連法令の改正後に適用される
- ② 改正後は、計算の基礎となる全収入金額を、医療保健業務による収入金額(補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る)とする

【参考】 認定医療法人制度 2029年12月まで延長

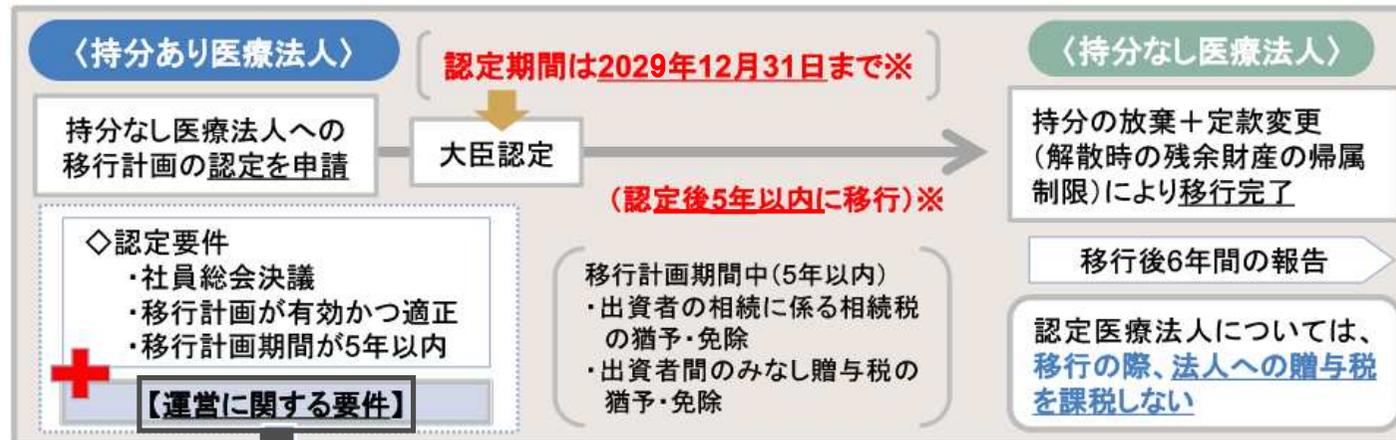
(1) 認定医療法人制度 再スタート

2029年(令和11年)12月31日まで3年間延長

- ① 「持分あり医療法人」を移行計画に基づき、「持分なし医療法人」の移行した場合、移行計画の認定日から5年以内(現行:3年)に出資持分を放棄すれば、贈与税・相続税の納税猶予・免除・法人への贈与税を非課税とする
- ② 2026年(令和8)12月31日までの時限措置を、2029年(令和11)12月31日までに再延長する
- ③ 認定期間は、2021年(令和3年)5月28日～2029年(令和11)12月31日までが適用期間となる

【認定医療法人制度の活用実績】
平成30年1～令和5年まで
887法人

(2) 認定医療法人制度のイメージ図と要件



分類等	運営に関する要件		
運営方法	①	当該医療法人の関係者に対し、特別の利益を与えないこと	MS法人との取引・不動産取引・理事の車・社宅など
	②	理事・監事に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること	役員報酬の上限の認識として3,600万円の認識あり
	③	株式会社等に対し、特別な利益を与えていないこと	
	④	遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと	
事業状況	⑤	法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実その他公益に反する事実がないこと	
	⑥	社会保険診療等(介護、助産、予防接種含む)に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること	
	⑦	自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されていること	
	⑧	医業収入が、患者のために直接必要な経費の額の150%以内であること	

8要件

制度の概要

2027年(令和9年)3月31日まで2年延長

土地の相続登記を促進し、所有者不明土地問題の解決を図るため、**相続登記に係る登録免許税の免税措置を2年間延長**

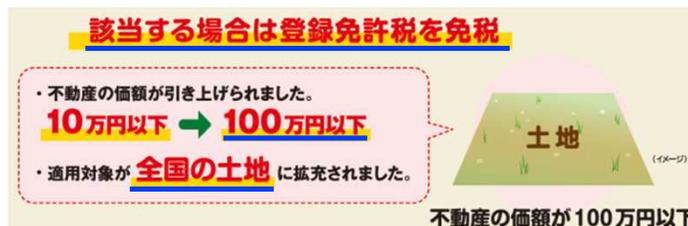
(1)相続で土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の登録免許税の免税措置

登記の種類	本則税率	特例措置
相続による土地の所有権の移転登記	0.4%	免税



(2)不動産の価額が100万円以下の土地に係る登録免許税の免税措置

登記の種類	本則税率	特例措置
土地の所有権の保存登記	0.4%	免税
相続による土地の所有権の移転登記		



令和4年4月1日版
相続登記について登録免許税が免税
される場合があります

適用期間が**延長** & 適用対象が**拡充**されました

免税期間はいつでも**2025年3月31日まで**

詳しくは、法務局ホームページをご覧ください

- 相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記
該当する場合は登録免許税を免税
- 不動産の価額が**100万円以下**の土地に係る相続登記 (相続人が受ける「所有権の保存の登記」^(注1)を含みます)
該当する場合は登録免許税を免税

・不動産の価額が引き上げられました。
10万円以下 → 100万円以下

・適用対象が **全国の土地** に拡充されました。

不動産の価額が100万円以下

(注1) 相続人が受ける「所有権の保存の登記」は、相続登記の申請を義務化する前の土地の所有権の登記です。
(注2) 不動産の価額は土地の相続登記する際の課税標準と同一の価額です。

法務省民事局 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

【法務省民事局 パンフレットより抜粋】

実務上の留意事項

- ① 免税措置を受けるためには、申請書へ法令の条項の記載が必要



(1) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予

制度の概要

改正予定日、税制改正大綱に明示なし

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における「営業困難時貸付」を受けることができる事由に、[介護医療院への入所したことを加える](#)



(2) 長寿化マンションの固定資産税の特例の延長

制度の概要

2027年(令和9年)3月31日まで2年間延長

長寿命化の資する大規模修繕工事が実施された場合、建物の固定資産税の特例の適用期限を2年間延長

特例措置	内容	延長期間
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 管理計画認定マンションの長寿命化に資する大規模工事が実施された場合 当初2年間 1/6～1/2の範囲内で市長村が定める割合(参酌基準:1/3)を減額 	2年間延長



(3) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の不動産取得税・固定資産税の特例の延長

制度の概要

2027年(令和9年)3月31日まで2年間延長

サ高住を新築・取得した場合の不動産取得税・固定資産税の特例の適用期限を2年間延長

特例措置	内容	延長期間
不動産所得税	<ul style="list-style-type: none"> 【家屋】 課税標準から1,200万円/戸を控除 【土地】 税額から一定額を控除 	2年間延長
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 当初5年間 1/2～5/6の範囲内で市長村が定める割合を減額 対象となる家屋の床面積基準の上限180㎡以下 	



(4) 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る不動産取得税の特例の延長

制度の概要

2027年(令和9年)3月31日まで2年間延長

買取再販で扱われる住宅等のうち、一定のリフォーム後、譲渡した場合の不動産取得税の特例の適用期限を2年間延長

特例措置	内容	延長期間
不動産所得税	<ul style="list-style-type: none"> 【住宅部分】 築年月日に応じ、一定額を減額(最大36万円) 【敷地部分】 対象住宅が「安心R住宅」又は「既存住宅売買瑕疵保険に加入」する場合 150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額 	2年間延長



制度の概要

2025年(令和7年)4月1日～2027年(令和9年)3月31日まで2年間延長

- ① 賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の現状を踏まえ、**軽減税率15%(特例税率)を2年間延長**
- ② 「極めて所得が高い中小企業等」へ対応するため、**所得が年10億円を超える事業年度の特例税率を17%に引上げ**
- ③ **グループ通算制度の適用を受けている法人は、中小企業の軽減税率の特例の適用除外にする**

(1)法人税率(普通法人)

区分		所得金額	税率
大法人 (資本金1億円超)		—	23.2%
中小法人 (資本金1億円以下)	下記を除く法人	年800万円超	23.2%
		年800万円以下	15% (軽減税率) 改正① 2年延長
	改正② 所得が年10億円を超える法人	年800万円超	23.2%
		年800万円以下	17% (軽減税率)
	改正③ ・適用除外事業者 (過去3年間の平均所得15億円超) ・通算法人 (グループ通算制度の適用法人)	年800万円超	23.2%
		年800万円以下	19% (本則税率)

実務上の留意事項

- ① 所得金額10億円超の判定は、単年度で行う点に留意が必要
- ② 上記②③の改正の対象法人は、全国で約3,000社と推定されており、ほとんどの中小法人に影響はない

制度の概要

2025年(令和7年)4月1日～2027年(令和9年)3月31日まで2年間



- 「中小企業経営強化税制」は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、**即時償却**又は**税額控除(10%※)**のいずれかの適用を認める (※資本金3,000万円超は7%)
- 「中小企業経営強化税制」の**各要件の見直し**が行われた上で、**C類型を除き**、適用期限を**2年間延長**
- 成長意欲の高い中小企業の設備投資を後押しするため、**B分類**に「**売上高100億円を目指す中小企業**」の**拡充措置**を創設

(1)中小企業経営強化税制の見直し概要



各要件の見直し

C類型 廃止
(デジタル化設備)



拡充措置

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 生産性の指標の見直し ※単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	<ul style="list-style-type: none"> 生産等設備を構成するもの ※事務用器具备品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 国内への投資であること 中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 【現行:年平均5%】 ※計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	器具備品 (30万円以上) 建物附属設備 (60万円以上)	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> 投資利益率が年平均7%以上 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 売上高成長率年平均10%以上を目指す 前年度売上高10億円超90億円未満 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 売上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) 器具備品 (30万円以上) ソフトウェア (70万円以上) 建物及びその附属設備 (1,000万円以上) (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る) ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。
 ※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作する器具備品 (医療機器に限る)、建物、建物附属設備を除く。
 ※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。
 ※4 コインランドリー業 (主要な事業であるものを除く。) の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

暗号マシニング業の用に供する設備が除外

【経済産業省 令和7年度税制改正の概要より抜粋】



(2)B類型(収益力設備)の改正概要

区分	現行措置	改正案【拡充措置】		
要件	投資収益率が年平均5%以上の投資計画	<p>【中小企業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投資収益率が年平均7%以上の投資計画 <p>【売上100億円超を目指す中小企業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経営規模拡大要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・売上向上のための施策・設備投資時期を示した行程表(ロードマップ)の作成 ・認定申請直前年度の売上高が10億円超・90億円未満 ・売上高100億円超を目指すための事業・財務・組織基盤が整っていること ・売上100億円超・年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること ・導入予定の設備が売上高増加に貢献すること ・認定日から2年以内の投資合計額が1億円または売上高×5%のうち高い金額以上 ・生産性向上に資する設備の導入に伴う建物の新增設を含む計画であること ・一定割合以上の賃上げなど 		
対象設備	建物附属設備(60万円以上)	—	建物とその附属設備 (合計1,000万円以上)	
	機械装置(160万円以上) 工具・器具備品(各30万円以上) ソフトウェア(70万円以上)	機械装置(160万円以上) 工具・器具備品(各30万円以上) ソフトウェア(70万円以上)		合計60億円限度
税制措置	即時償却 または 10%税額控除 (資本金3,000万円超は7%税額控除)	即時償却 または 10%税額控除 (資本金3,000万円超は7%税額控除)	賃上げ率5%以上	25% 特別償却 又は 2% 税額控除
			賃上げ率2.5%以上	15% 特別償却 又は 1% 税額控除
			賃上げ率2.5%未満	(対象外)

実務上の留意事項

- ① 令和9年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される
- ② 拡充措置の投資計画の期間中は、「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産(30万円未満)の特例」は適用不可

制度の概要

2025年(令和7年)4月1日～2027年(令和9年)3月31日まで2年間

- ① 「中小企業投資促進税制」は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却(30%)**又は**税額控除(7%※)**のいずれかの適用を認める措置 ※税額控除は、資本金3,000万円以下の中小企業者に限る
- ② 人手不足や物価高騰が続く中、**中小企業の更なる設備投資を促進**するため、**適用期限を2年間延長**

(1)中小企業投資促進税制の特例措置

区分	特例措置	注意事項
特別償却	取得価額 × 30%	
税額控除	取得価額 × 7%	<ul style="list-style-type: none"> ・特定中小企業者等(資本金3,000万円以下の中小企業者)に限る ・中小企業経営強化税制と合わせて法人税額×20%が条件(1年繰越可)

(2)中小企業投資促進税制の対象設備等

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等) ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(映画業以外の娯楽業を除く)、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置【1台160万円以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象)

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

【経済産業省 令和7年度税制改正の概要より抜粋】

実務上の留意事項

- ① 令和9年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される

制度の概要

2025年(令和7年)4月1日～2027年(令和9年)3月31日まで2年間



- ① 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する**固定資産税の特例措置**の適用期限を**2年間延長**
- ② 賃上げを後押しするため、「**賃上げ表明を記載した先端設備等導入計画**」に基づき取得する**資産に限定**される

(1)先端設備導入による固定資産税の特例措置

区分	賃上げ	現行	改正案
先端設備等導入計画中に 賃上げ表明の記載あり	3%以上	4年間 又は 5年間 課税標準×1/3	5年間 課税標準×1/4
	1.5%以上		3年間 課税標準×1/2
上記以外		3年間 課税標準×1/2	対象外



(2)先端設備導入による固定資産税特例措置の要件等

<p><全体のスキーム></p> <div style="text-align: center;"> <p>国 (基本方針の策定)</p> <p>協議 ↑ ↓ 同意</p> <p>市町村 (導入促進基本計画の策定)</p> <p>申請 ↑ ↓ 認定</p> <p>中小企業 (先端設備等導入計画の策定)</p> </div>	特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業												
	計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること												
	対象設備等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>最低価額要件</th> <th>投資利益率要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①機械及び装置</td> <td>160万円以上</td> <td rowspan="4">投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)</td> </tr> <tr> <td>②測定工具及び検査工具</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>③器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>④建物附属設備</td> <td>60万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)	②測定工具及び検査工具	30万円以上	③器具備品	30万円以上	④建物附属設備	60万円以上
	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件											
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)											
②測定工具及び検査工具	30万円以上													
③器具備品	30万円以上													
④建物附属設備	60万円以上													
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%) ・先端設備等導入計画中に 1.5%以上の賃上げ表明 ※に関する記載あり → 3年間、課税標準を1/2に軽減 ・先端設備等導入計画中に 3%以上の賃上げ表明 ※に関する記載あり → 5年間、課税標準を1/4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。													
適用期限	2年間(令和9年3月31日(2026年度末)までに取得したもの)													

【経済産業省 令和7年度税制改正の概要より抜粋】

制度の概要

2025年(令和7年)4月1日～2027年(令和9年)3月31日まで2年間



- ① 近年の自然災害が多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増している「**中小企業防災・減災投資促進税制**」の適用期限を**2年間延長**

(1) 中小企業防災・減災投資促進税制の概要



改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 適用対象者：令和9年(2027年)3月31日までに「**事業継続力強化計画**」(連携計画含む)の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 税制措置：特別償却16%
- 対象設備：自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する以下の設備

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限り)、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※ これまで対象であった感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置は対象外となる。

【経済産業省 令和7年度税制改正の概要より抜粋】

実務上の留意事項

- ① **令和9年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される**

改正の概要

2028年(令和10年)3月31日まで3年間延長



- ① 地方創生の更なる充実・強化に向け、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の適用期限を3年間延長
- ② 地方自治体が寄附企業に便宜を図る事例を受けて、寄附活動事業に係るチェック機能の強化や活用状況の透明化等の再発防止措置が設けられる

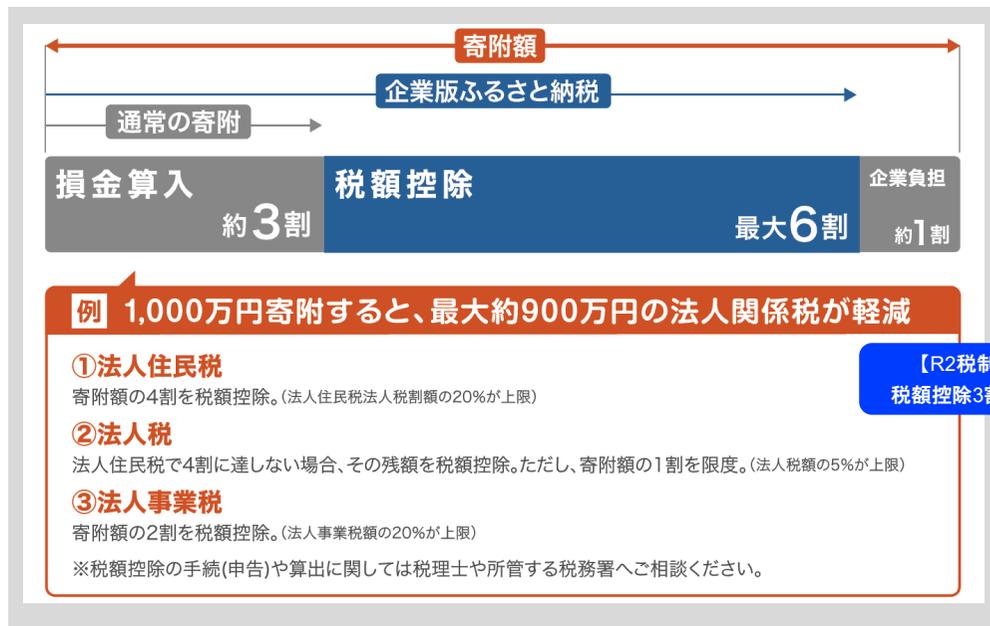
(1) 企業版ふるさと納税の延長

区分	現行	改正案
適用期限	令和7年3月31日まで	令和10年3月31日まで
寄附の下限	1回あたり10万円以上	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外 ・寄附企業への経済的な見返りは禁止 	

【改正案:再発防止措置】

- ① 地方公共団体におけるチェック機能の強化
- ② 実施状況の確認 (国への報告義務・寄附法人名を公表など)
- ③ 認定取消しを受けた場合、再申請の欠格期間(2年間)の創設

(2) 税負担軽減のイメージ



【R2税制改正】
税額控除3割→6割へ

(参考) 利用実績

事業年度	寄附件数	寄付額
平成28年度	517件	7.5億円
平成29年度	1,254件	23.6億円
平成30年度	1,359件	34.8億円
令和1年度	1,327件	33.8億円
令和2年度	2,249件	110.1億円
令和3年度	4,922件	225.7億円
令和4年度	8,390件	341.1億円
令和5年度	14,022件	470.0億円

【内閣府 企業版ふるさと納税パンフレットより抜粋】

【内閣府 企業版ふるさと納税 令和5年寄附実績より抜粋】

制度の概要

2025年(令和7年)4月1日～2027年(令和9年)3月31日まで2年間

医療提供体制の確保の観点から、対象機器等の見直しを行った上、医療用機器等の特別償却制度の適用期限を2年間延長



(1)医療用機器等の特別償却制度の延長・見直し

2. 制度の内容

医療提供体制の確保のため、医療機関が取得した機器について、昭和54年度に特別償却制度を創設し、令和元年度に充実した。

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度（令和元年度創設）

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】医師等勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】**取得価格の15%**



※例えば、医師が行う作業の省力化に資する設備等5種類のいずれかに該当するもの

② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度（令和元年度創設）

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】地域医療構想調整会議において合意された医療機関の具体的対応方針に基づき、病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】**取得価格の8%**

③ 高額な医療用機器（取得価格500万円以上）に係る特別償却制度（昭和54年度創設）

取得価格500万円以上の高額な医療用機器に関する特別償却制度について、高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行った上で、期限を2年延長する。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】**取得価格の12%**

【厚生労働省 令和7年度税制改正の概要より抜粋】

実務上の留意事項

- ① 医療用機器の見直し内容の詳細は、今後の情報を注視する必要がある

(1) 地域未来投資促進税制の見直し・延長

制度の概要

2028年(令和10年)3月31日まで3年間延長

- ① 投資規模要件が1億円(現行:2,000万円)以上、かつ、前年度減価償却費の25%(現行:20%)以上と変更され、より多額の投資が必要
- ② 対象となる事業類型からサプライチェーンの強靱化に資する類型を除外した上で、適用期限を3年間延長
- ③ 機械装置・器具備品について、特別償却の償却率が35%(現行:40%)に下げられ、特別償却・税額控除の上乗せ割合を適用する要件に、「その事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれる」等が追加される

(2) 高度な資源循環投資促進税制の創設

制度の概要

法施行日～2028年(令和10年)3月31日までに取得

「再資源化事業等の高度化法」による一定の認定を受けた事業計画に基づき「再資源化事業等高度化設備」につき、特別償却できる

- ① 事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品で、環境大臣が財務大臣と協議して指定する設備
- ② 1台又は1基の取得価額が、機械装置2,000万円以上又は器具備品200万円以上であること
- ③ 特別償却 「取得価額」× 35% (取得価額は合計額は20億円まで)

(3) 5G投資促進税制・DX投資促進税制の廃止

制度の概要

2025年(令和7年)3月31日で廃止

- ① 5G投資促進税制は、信頼性等のある5G基地局の導入の推進に一定の役割を果たしたため、適用期限をもって廃止
- ② DX投資促進税制は、先進的なDX事例の普及に一定の役割を果たしたため、適用期限をもって廃止

(4) リース会計基準の変更に伴う税制上の所要の措置

制度の概要

改正予定日、税制改正大綱に明示なし

令和9年4月以降、公認会計士又は監査法人の監査を受ける会社には、新リース会計基準が適用されるため、税制上所要の措置をとる

- ① 税法上のリース取引及びリース以外の賃貸借取引の取扱いについて、従来の取扱いから大きな変更はないが、会計処理において新リース会計基準を適用する場合には、税法上の処理との不一致について、税務申告書において別表調整が必要な場合が発生する
- ② リース期間定額法における残価保証額の扱いについて、計算の際に取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で備忘価額1円まで償却することになる

制度の概要

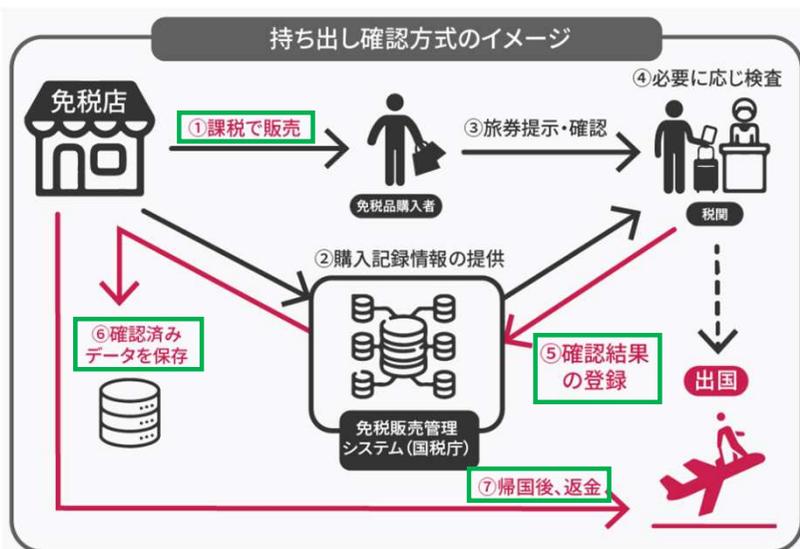
2026年(令和8年)11月1日以降～



- ① 多額・多量の免税購入品が国外に持ち出されず、国内で横流ししているケース、また、**出国時に免税購入物品を所持していない旅行者を捕捉して即時徴収しても資力がなく徴収できず未納になるケースが多発している**
- ② 不正利用を排除し、免税店が不正排除の負担を負わないよう、**令和8年11月1日から「リファンド方式」が導入される**
- ③ 「リファンド方式」の導入に伴い、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、**現行の不正防止のための免税販売要件が見直しされる**

(1)リファンド方式

免税店が免税対象品**販売時に**、外国人旅行者から**消費税相当額を預かり**、**出国時に持ち出しが確認された場合に旅行者にその消費税相当額を返金する仕組み(「リファンド方式」)**を令和8年11月1日以後の購入より導入する



免税販売要件の見直し

項目	改正案	メリット
区分・上限 撤廃	一般物品と消耗品の区分撤廃 消耗品の上限50万円も撤廃	一般物品と消耗品の不要 免税事業者の事務負担軽減
特殊包装 撤廃	消耗品の“特殊包装”撤廃 (化粧品、食品、薬など “封印付き半透明袋”が不要)	免税店の事務負担軽減 旅行者の利便性向上
免税対象 判断不要	免税対象物品かどうか 免税店側の判断不要 (通常生活に供する物品との区別不要)	税務リスクから解放 販売・購入がしやすくなり 旅行消費の拡大に貢献

実務上の留意事項

- ① 令和8年11月1日以後の免税対象物品の販売から適用することとし、「別送」を認める取扱いは令和7年3月31日をもって廃止する
- ② 免税店において、レジ環境の整備・クレジットカードリーダー等の機器の購入など、設備投資が必要となる可能性大
その設備投資に対して補助金の交付や税制優遇措置が行われるかについては、今後注視が必要

制度の概要

2027年(令和9年)1月1日以降～



- ① 「国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用し、特定の要件を満たして電子取引データを送受信・保存を行う場合」の**隠蔽・偽装行為**については、**重加算税の10%加重**の適用対象から**除外**される
- ② **青色申告特別控除65万円の適用要件の一つに、「国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用し、特定の要件を満たして電子取引データを送受信・保存を行っている」が追加**される

(1)重加算税の10%加重の適用対象の変更

電子取引データに係る記録事項の隠蔽・偽装行為については、**重加算税の10%加重**されるが、**以下の要件を満たす場合の隠蔽・偽装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外**する
【令和9年1月1日以降適用】

	新設する送受信・保存の要件 (注2、3)
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、 <u>訂正削除履歴が残るシステム</u> やそもそも <u>訂正削除ができないシステム</u> で行う。 【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと） 【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データ(注4)と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと 【電子帳簿との相互関連性確保】

(注1) 上記の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。

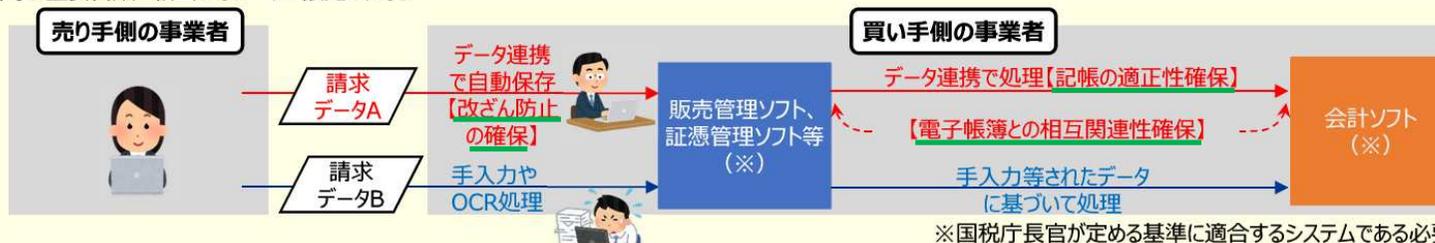
(注2) 新設する送受信・保存については、保存義務者において、上記の保存要件を満たしていることを確認できるようにしておく必要があり、あらかじめ届出が必要。

(注3) 電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見読可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要がある。

(注4) 請求書・納品書等の重要書類に相当するデータに限定される。

【適用イメージ】

請求データAは、重加算税の加重を適用しない。



※国税庁長官が定める基準に適合するシステムである必要

(2)青色申告特別控除の適用要件の一部変更

【青色申告特別控除の概要】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ①優良な電子帳簿の保存又は②電子申告をしている者
控除額	55万円	65万円

【見直し案（令和9年1月1日以後適用）】

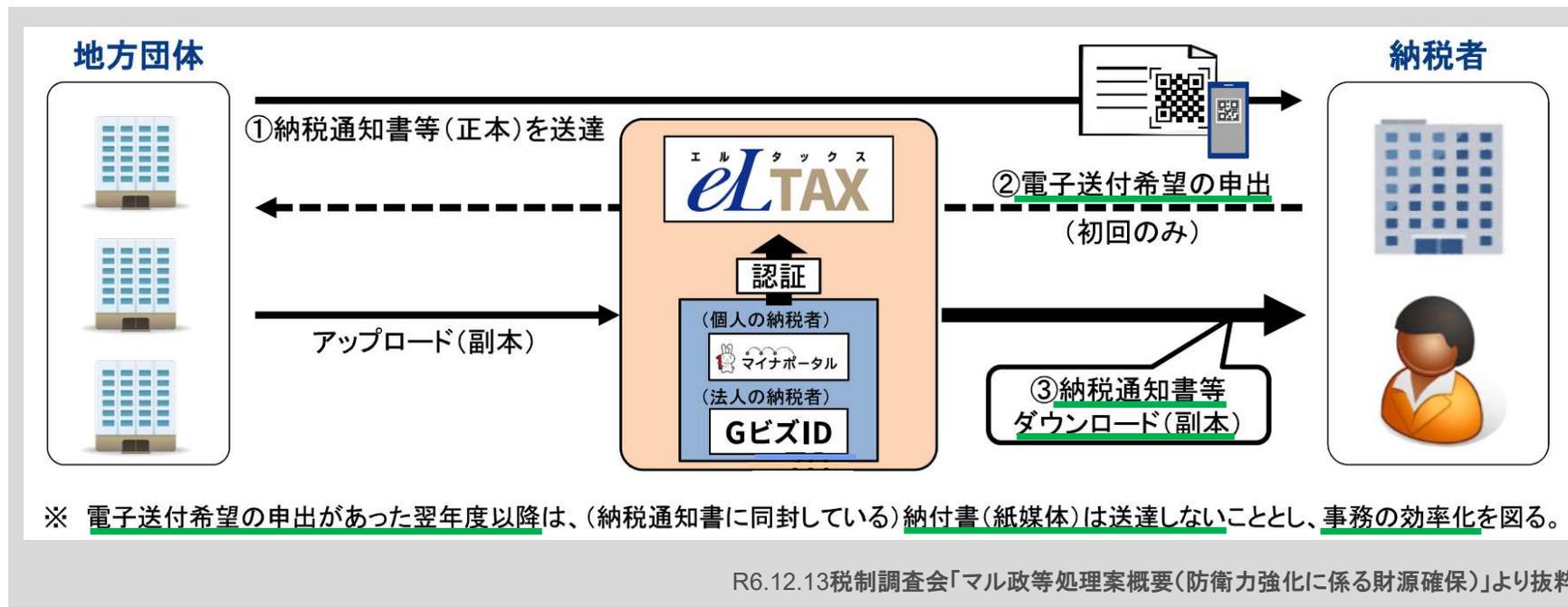
- 上記の見直し後は、左記の青色申告特別控除65万円については、(1)又は(2)のほか、**上記の要件を満たすシステムを使用した上で、実際にその要件を満たし得る電子取引データを要件に沿って保存している者（一定の電子帳簿を保存している者に限る）に適用**できることとする。

制度の概要

2027年(令和9年)4月1日以降～

- ① 地方税関係通知のうち、**固定資産税**、**都市計画税**、**自動車税種別割**、**軽自動車税種別割**の納税通知書等について、**eLTAX**を経由して**電子的に副本を送付**することができるよう**所要の措置**が講じられる
- ② 納税通知書等とは、納税通知書(課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む)及び納付書等の通知
- ③ **法人**に対する納税通知書等については、**令和9年4月1日以後**に伝達するものから
個人に対する納税通知書等については、**令和10年1月1日以後**に伝達するものからそれぞれ適用になる

(1)納税通知書等の電子的送付(イメージ)



実務上の留意事項

- ① 法人・個人において、eLTAXが広まり、eTAXとの連携で、会計処理・申告・納付手続きまで一連の作業を電子的に行うことができ、事務の省略化やペーパーレス化に繋がることが期待される

制度の概要

2026年(令和8年)4月1日以後に開始する事業年度～



- ① 防衛力強化に係る財源確保のため、**令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税(仮称)」が創設**
- ② ただし、中小企業に配慮する観点から、**法人税額から500万円が控除**される（中小企業の約9割が対象外になる予定）

(1)防衛特別法人税(仮称)の創設

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、**当面の間、防衛特別法人税(仮称)**が課される

(2)税額の計算方法

$$\left(\text{基準法人税額} - \text{基礎控除年500万円} \right) \times \text{税率4\%} = \text{防衛特別法人税}$$

下記の制度の**適用しない**で計算した法人税

- ・所得税額の控除
- ・外国税額の控除
- ・分配時調整外国税相当額の控除
- ・仮想経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税額控除
- ・控除対象所得税額相当額の控除など

上記の防衛特別法人税から。以下は税額控除ができる

- ・外国税額の控除
- ・分配時調整外国税相当額の控除
- ・控除対象所得税額相当額の控除
- ・仮想経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税額控除

(3)繰戻還付の計算方法

法人税につき欠損金の繰戻還付がある場合には、法人税の還付金額に4%を乗じて計算した金額に、その課税事業年度の課税標準法人税額を乗じて、これをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額が併せて還付される

$$\text{法人税の還付金額} \times 4\% \times (\text{基準法人税額} - 500\text{万円}) \div \text{基準法人税額} = \text{防衛特別法人税に係る還付金額}$$

実務上の留意事項

- ① 普通法人の法人税税率は原則23.2%であり、最大で1%程度(23.2%×4%)税負担が増える見込み
- ② 中小企業の場合は課税所得2,400万円程度、大企業の場合は課税所得2,150万円程度までは課税されない見込み
- ③ 防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用される
中間申告書の提出は、令和9年4月1日以後に開始する事業年度から適用される

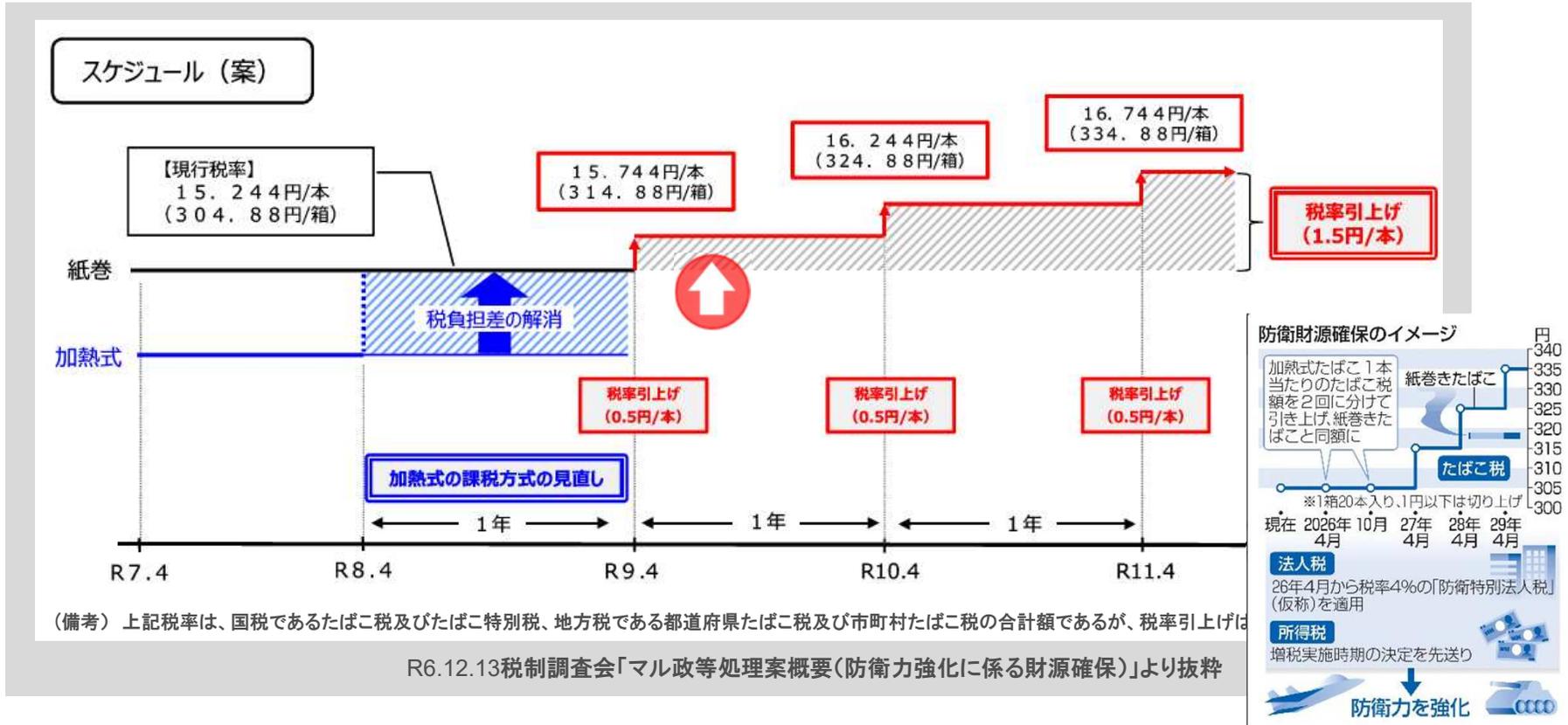
(1) たばこ税の防衛増税 (防衛力強化に係る財産確保のための税制措置)

たばこ税の概要

加熱式たばこは令和8年4月・10月、国のたばこ税率は令和9年4月・令和10年4月・令和11年4月



- ① 加熱式たばこの課税の適正化は、二段階(令和8年4月及び令和8年10月)で1本2~5円の増税
- ② 国のたばこ税率は、令和9年4月、令和10年4月、令和11年4月に、3回に分けて0.5円/1本 段階的に税率引上げ



(2) 所得税の防衛増税 (防衛力強化に係る財産確保のための税制措置)

所得税(防衛増税)の概要



- ① 所得税の防衛増税は、「103万円の壁」の引上げ等の影響を勘案しながら、引き続き検討される (先送り)



- 本資料は令和7年度税制改正大綱及び各省庁資料等に基づき作成しております
内容につきましては変わる可能性がありますのでご了承ください
- 本資料の権利は、税理士法人京都経営に属しており、いかなる目的であれ、無断
で複製又は転送等を行わないようお願いいたします
- 本資料の内容につきまして、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・
税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは
異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください
- 実行にあっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任において
ご判断くださいますようお願い申し上げます



税理士法人 京都経営
株式会社 京都経営 コンサルティング

代表社員／税理士 大江 孝明

京都市伏見区西大手町307 エイトビル5F
TEL075-603-9022 FAX075-603-9055

<http://www.kyotokeiei.com>

